

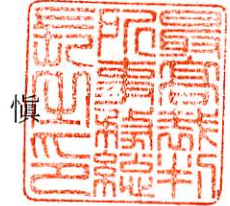
最高裁秘書第825号

令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月28日付け（3月3日受付、第030999号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「固定資産評価決定取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

固定資産評価決定取消請求事件について

事案の概要

本件は、山口県下松市所在の、塩田跡地から造成され、その周辺が工業地域等となっているゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という。）の固定資産税の納税義務者である被上告人が、下松市長により決定され土地課税台帳に登録された平成27年度の価格（以下「本件登録価格」という。）を不服として下松市固定資産評価審査委員会に審査の申出をしたところ、これを棄却する決定（以下「本件決定」という。）を受けたため、本件決定の一部取消しを求めた事案である。

〔参考〕

固定資産評価基準第1章第10節二の概要（固定資産評価基準解説〔土地篇〕より）

ア) 原則

$(\text{ゴルフ場等用地の取得価額} + \text{ゴルフ場等の造成費}) \times \text{位置, 利用状況等による補正}$

イ) 取得価額等の価格事情に変動等があるとき

$(\text{附近の土地の価額} + \text{最近における造成費}) \times \text{位置, 利用状況等による補正}$

※本件ゴルフ場については、上記のイ)が適用されることに争いはない。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（広島高裁）は、要旨次のとおり述べて、請求を認容すべきものとした。
 - ・ 本件ゴルフ場につき、附近の土地の価額から評定すべき取得価額は、ゴルフ場に造成される前の塩田跡地の基準年度における客観的時価をいうものと解すべきであるが、下松市長が依拠した鑑定は、工場用地としての評価額を求めるものであって、これによったのでは上記の客観的時価を求めることができない。
 - ・ したがって、その余の点につき判断するまでもなく、本件登録価格は評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができない。

- ◇ 本件においては、本件登録価格につき、塩田跡地としての取得価額を求めていることをもって、評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということとはできないとした原審の判断の当否が問題となる。